

平成 27 年度

港区障がい者支援専門部会からの意見に対する回答

大阪市福祉局障がい者施策部

H27年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望5

計画相談支援における適切な支給決定について

理由

国が掲げた「全ての障がいのある方への計画相談の実施」における移行期間（平成24～26年）が終了した。大阪市における計画相談支援の支給決定率は、平成26年度末時点で約40%に留まっており、残りの約60%はセルフプランの活用をおこなった。なかでも港区では平成26年度末の計画相談支援の支給決定率が4.6%と低く、残りの約90%がセルフプランを活用する現状に留まった。この主な要因は相談支援事業所及び相談支援専門員の不足と考えられる。

従来、計画相談支援利用における移行期間(H24～26)に計画相談支援の必要性を検討していくことが望ましかったが、上記のような実施できなかった要因があり、代替え案としてのセルフプランを活用したことにより、計画相談支援利用の機会を失った障がい者・児が半数以上いる現状がある。セルフプランは当事者自らが立てる計画として認められるものの、大阪市におけるセルフプランの申請様式等は、(十分な説明を受けてプランを自分で考えるのではなく、現状通りでよいにチェックをいれるなど)従来、考えられているセルフプランの中身とは程遠い現状がある。そのため計画の中身を見直す必要がある方が大多数存在することが想定される。大阪市及び港区の地域課題がもたらした計画相談支援の課題であるにも関わらず、計画相談支援の支給決定としては、セルフプランも含まれるため、移行期間終了後の平成27年度からのサービス対象者は、新規計画相談支援対象者ではなく更新者となる。本来、大阪市が掲げたセルフプランの活用は、障がい福祉サービスの支給決定不可を回避するための代替え案であり、本来の計画相談支援へ移行していくことが想定されていた。しかし、セルフプラン支給決定者が計画相談支援に移行した場合は、計画相談支援のサービス支給決定は2回目となり、担当する事業者にとっては新規者であるにもかかわらず更新者の取り扱いとなる。そのためモニタリングの頻度が激減する。また、計画相談支援のみの追加申請は認められず、何らかのサービス変更を余儀なくされる。これは本来の計画相談支援のサービスのあり方(障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する)に矛盾していることになり、本来の計画相談支援を実施したことにならず、過去3ヵ年、達成率ばかりに着目し、従来計画相談支援の意義を疎かにしてきた結果であると思われる。

計画相談支援の本来の役割を果たすべく、計画相談の順次を失った経過措置でのセルフプラン更新者は、新規計画相談支援対象者として捉え、市及び区の責務においてあらためて見直しながら、公平かつ平等な支給決定を行って頂きたい。

回 答

本市におきましては、申請者の作成のしやすさ等を考慮してセルフプラン様式を設けており、セルフプランで支給決定を行う場合は、計画相談支援によるサービス等利用計画との違いについて説明しています。

今後とも、十分な聞き取りを行うなど適切なサービス利用に向けた状況把握に努めるとともに、サービスの変更希望の際などには計画相談支援の利用を勧奨するように努めてまいります。

また、セルフプランで支給決定を行った方につきましては、利用されている障がい福祉サービスの更新時や支給量の変更申請時に改めて本人の意向を確認し、必要に応じて計画相談支援の支給決定を行っております。

その際、セルフプランから計画相談支援への切り替えにあたっては、サービスの種類・内容等に著しい変動があった方、また単身等で自らサービス提供事業者との連絡調整を行うことが困難である方等については毎月モニタリングの対象になるとともに、モニタリング頻度が6月の方についても、きめ細かなモニタリングの実施が必要な方に対しては柔軟なモニタリング頻度の設定が可能となっており、適切な支援が実施されるよう努めてまいります。